

2024年12月16日

新株予約権者各位

東京都中央区明石町8番1号
サンバイオ株式会社
代表取締役社長 森 敬太

取得条項付新株予約権の取得に関する取締役会決議公告

当社は、2024年12月16日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の取得条項付新株予約権である第7回、第8回、第9回、第22回及び第26回新株予約権を無償で取得することを決議いたしましたので、会社法第273条第2項および第3項ならびに同法第274条第3項および第4項の規定に基づき公告いたします。

記

1. 取得日
2025年1月6日
2. 取得する取得条項付新株予約権
 - (1) 第7回新株予約権
第7回新株予約権のうち、2024年12月1日時点において、その新株予約権者が、当社または当社の子会社の従業員の地位その他の役務提供者の地位を喪失したことを原因として行使条件に基づく行使ができなくなった新株予約権の全部 3,000個
 - (2) 第8回新株予約権
第8回新株予約権のうち、2024年12月1日時点において、その新株予約権者が、当社または当社の子会社の従業員の地位その他の役務提供者の地位を喪失したことを原因として行使条件に基づく行使ができなくなった新株予約権の全部 1,000個
 - (3) 第9回新株予約権
第9回新株予約権のうち、2024年12月1日時点において、その新株予約権者が、当社または当社の子会社の従業員の地位その他の役務提供者の地位を喪失したことを原因として行使条件に基づく行使ができなくなった新株予約権の全部 600個
 - (4) 第22回新株予約権
第22回新株予約権のうち、2024年12月1日時点において、その新株予約権者が、

当社または当社の子会社の従業員の状態その他の役務提供者の状態を喪失したこと又は 2022 年 12 月 31 日の経過を原因として行使条件に基づく行使ができなくなった新株予約権の全部 200 個

(5) 第 26 回新株予約権

第 26 回新株予約権のうち、2024 年 12 月 1 日時点において、その新株予約権者が、当社または当社の子会社の従業員の状態その他の役務提供者の状態を喪失したこと又は 2023 年 12 月 31 日の経過を原因として行使条件に基づく行使ができなくなった新株予約権の全部 3,500 個

以上